

議案第113号

養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について

養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正  
する条例

養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成16年養父市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第7条中「、期末手当及び寒冷地手当」を「、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第113号 養父市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文（下線の部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下この条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員及び単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>期末手当及び寒冷地手当</u>を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び単純労務職員（地公法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員であって、企業職員以外のものをいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。以下この条及び第6条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>(企業職員及び単純労務職員である派遣職員の給与の種類)</p> <p>第7条 企業職員又は単純労務職員である派遣職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、<u>通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>を支給することができる。</p>